

第 **75** 回

定時株主総会 招集ご通知

証券コード 7958



開催
日時

2023年6月27日 (火曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時予定)

開催
場所

東京都北区王子一丁目11番1号
北とぴあ 3階 (入口2階)
つつじホール

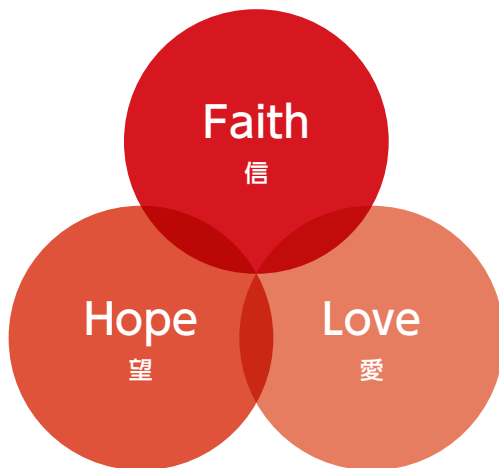
決議
事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

天馬株式会社

— 社 是 —

感動と喜びを分かち合う
～信・望・愛～



— 経営理念 —

製品を造り、販売することを通じて『感動と喜びを分かち合う。』
- “Happy life with TENMA”

マテリアリティ

E

環境

- ・気候変動の緩和と適応
- ・サーキュラーエコノミーの実現

S

社会

- ・製品の安全・安心
- ・持続可能な調達
- ・多様な人財の活躍
- ・安全・安心な職場

G

ガバナンス

- ・強固な企業基盤

V

価値創造

- ・新しい価値創造

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、日頃より当社への格別のご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

当社グループは、2022年3月期から2024年3月期までの3ヵ年を対象とする第3次中期経営計画を策定し、実行してきました。

中期経営計画の概要

(1) 長期ビジョン

当社は「百年企業への歩み」をテーマとして「人とプラスチックの調和した豊かな社会」の実現を目指します。

(2) 基本方針

第3次中期経営計画期間を、10年後の目指す姿の実現に向けた「変革期間」と位置付け、下記2つを基本方針として取り組みます。

①：サステナブル経営の推進 ②：成長基盤の構築

(3) 主要施策

2つの基本方針に紐づけられた6つの戦略展開を通じて、長期ビジョン達成の基礎となる「変革」を推し進めてまいります。

①人財への取り組み、②環境問題への取り組み、③ガバナンス強化、④DXと自動化の推進、⑤技術開発の推進、⑥ビジネス領域の拡張

また、2022年5月にグループ全体で戦略的にサステナビリティ活動を推進することを目的として「サステナビリティ推進委員会」を設置し、マテリアリティへの取り組みの推進を中心とするサステナビリティに関する活動や、社員の意識啓発、社内外への情報発信などに取り組んでいます。

特定した8つのマテリアリティと21の構成要素は中期経営計画とも密接に関連しており、これに取り組むことで当社グループの目指す姿の実現と、社会課題の解決に貢献します。

なお、第75期の期末配当につきましては、当連結会計年度末の年間配当金を連結株主資本配当率（DOE）2.5%以上とする基本方針にしたがって、中間配当金40円と合わせた当期の年間配当金は1株につき82円いたしました。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2023年6月



代表取締役社長
廣野 裕彦

株主各位

証券コード 7958
2023年6月9日

東京都北区赤羽一丁目63番6号

天馬株式会社

代表取締役社長 廣野 裕彦

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.tenmacorp.co.jp>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主・株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認ください。

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7958/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「天馬」または「コード」に「7958」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

- 1 日 時** 2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
- 2 場 所** 東京都北区王子一丁目11番1号 **北とぴあ 3階（入口2階） つつじホール**
（前回とは開始時刻が異なっておりますので、ご注意ください。）
会場については、末尾の「**定時株主総会会場ご案内図**」をご参照ください。）
- 3 目的事項 報告事項**
- 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件
- 4 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）**
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

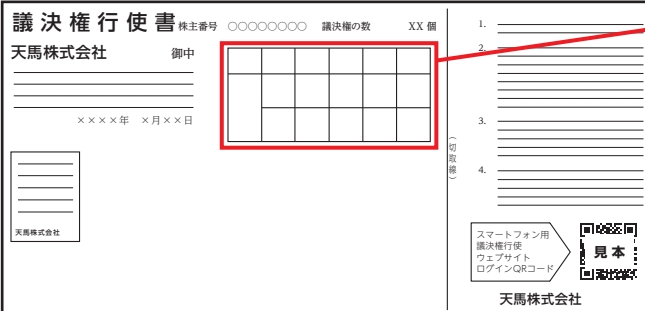
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- 会社法改正により、電子提供措置事項について前記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席する方法</p> <p>当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時</p> <hr/> <p>2023年6月27日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時予定）</p>	 <p>インターネット等で議決権を行使する方法</p> <p>次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2023年6月26日（月曜日） 午後5時30分入力完了分まで</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使する方法</p> <p>本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2023年6月26日（月曜日） 午後5時30分到着分まで</p>
--	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

天馬株式会社 御中

××××年 ×月××日

天馬株式会社

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

天馬株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネット等により複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ・パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- ・パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

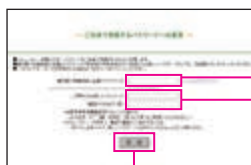
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から取締役に期待される企業価値向上の観点から、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断したとの意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	候補者属性
1	ひろのひろひこ 廣野裕彦	代表取締役社長 営業本部長 指名・報酬委員会委員	再任
2	ながいゆういち 永井勇一	取締役 生産本部長 兼 生産管理部長	再任
3	のりたけまさる 則武勝	取締役 総務・財務経理担当 兼 総務部長	再任
4	ほしけんいち 星健一	取締役 海外生産本部長	再任
5	くらはしひろふみ 倉橋博文	社外取締役 指名・報酬委員会委員	再任 社外 独立
6	なかおれい 中尾麗イザベル	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

ひろのひろひこ
廣野 裕彦

再任



生年月日 1970年3月23日生
所有する当社の株式数 18,681株
(含む、株式報酬制度に基づく交付予定株式数)

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1992年 3月 当社入社
2010年 2月 当社ハウスウエア営業部東京支店長
2013年 2月 当社ハウスウエア営業部長兼東京支店長
2015年 6月 当社執行役員ハウスウエア営業部長
2016年 6月 当社執行役員ハウスウエア営業本部長兼販売推進部長
2017年10月 当社執行役員ハウスウエア営業本部長兼開発部長
2018年11月 当社執行役員開発部長
2020年 6月 当社代表取締役社長（現任）
当社営業本部長（現任）
天馬アセアンホールディングス株式会社代表取締役社長（現任）

（重要な兼職の状況）

天馬アセアンホールディングス株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

廣野氏は、当社において長年にわたり営業部門に従事し、関連する資材調達から製造・販売に至るまでの事業全般に対し豊富な経験や専門的知識を有しております。2015年6月からは執行役員として主にハウスウエア関連事業の業績拡大に貢献し、2020年6月以降は当社の代表取締役社長として、当社の企業価値向上に努めております。また、第3次中期経営計画の策定においても、当社がこれまで踏み込めなかった「DXへの推進」、「サステナビリティへの取り組み」等の事項を盛り込む等中心的な役割を果たしております。今後も当社の経営を牽引していくことにより、引き続き当社の企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

2

ながい ゆういち
永井 勇一

再任



生年月日 1970年4月20日生
所有する当社の株式数 7,601株
(含む、株式報酬制度に基づく交付予定株式数)

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1993年 4月 当社入社
2013年 4月 当社販売推進部長
2014年 9月 当社販売推進部長兼開発部長
2016年 6月 当社執行役員開発部長
2017年10月 当社執行役員販売推進部長
2020年 6月 当社取締役生産本部長
2021年 2月 当社取締役生産本部長兼財務経理部管掌
2021年 6月 当社取締役生産本部長
2022年 1月 当社取締役生産本部長兼生産管理部長（現任）

（重要な兼職の状況）

なし

取締役候補者とした理由

永井氏は、当社において長年にわたり開発部門および販売推進部門を中心に幅広い事業部門に従事することで得られた豊富な経験や専門的知識を有しており、2016年6月からは執行役員として主に開発部門および販売推進部門の業績拡大に貢献いたしました。2020年6月以降は、当社の業務執行取締役生産本部長として、生産現場における自動化・省人化に向けたプロジェクトや物流業務・体制を改善するプロジェクトを推進し、原材料の仕入れに関してコスト削減と安定供給に向けた仕入れルートの見直し等を提案・実行する等、当社の生産性向上等に尽力しております。また、第3次中期経営計画の策定においても、より実現性を高めるべく計画を現場レベルに落とし込み、本社の関連部署と各工場における具体的な目標の設定を行うなど中心的な役割を果たしている等、今後も引き続き当社の企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

3

のりたけ
則武

まさる
勝

再任



生年月日 1964年7月4日生
所有する当社の株式数 3,405株
(含む、株式報酬制度に基づく交付予定株式数)

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1988年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2004年 4月 同行大塚法人営業部 融資オフィサー・与信グループ長
2010年 4月 同行新潟法人営業部副部長
2013年 4月 同行職域取引事業部（現職域ソリューション部）上席調査役
ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社へ出向 同社取締役兼執行役員企画部長
2016年 4月 同行職域取引事業部付部長
2017年 4月 ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社非常勤監査役
2019年 4月 同行監査部上席考査役
2019年12月 当社へ出向 当社総務部次長
2020年12月 当社入社 当社総務部付部長
2021年 5月 当社執行役員総務・財務経理担当兼総務部長
2021年 6月 当社取締役総務・財務経理担当兼総務部長（現任）

（重要な兼職の状況）

なし

取締役候補者とした理由

則武氏は、長年にわたる金融機関での実務経験を有しており、特に企業への融資・与信業務により得られた財務・管理や金融・証券に関する豊富な経験や専門的知識を有しております。2019年12月以降、当社の総務部門において当社の管理業務の中核を担い、特に第三者委員会による調査事案における当社事務局としての対応、東京証券取引所への報告対応、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言発出時の全社対応といった、当社において重大かつ緊急を要する事案に関する対応を行う等、同氏が有する経験や専門的知識を活かし、当社の企業価値の向上に貢献しています。2021年6月以降は、当社の業務執行取締役総務・財務経理担当兼総務部長として、財務・管理や金融・証券に関する豊富な経験や専門的知識に加え、上記の各種対応を行うことを通じて得た当社の事業内容・特性や課題等に対する深い理解を活かして、重要事項の決定に貢献しております。今後も当社の企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

4

ほし
星
けんいち
健一

再任



生年月日 1967年4月10日生
所有する当社の株式数 3,350株
(含む、株式報酬制度に基づく交付予定株式数)

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 3月 当社入社
2014年11月 当社滋賀工場長
2021年 5月 当社海外生産本部長
2021年 6月 当社取締役海外生産本部長（現任）
2023年 5月 TENMA(THAILAND)CO.,LTD.社長（現任）

（重要な兼職の状況）

TENMA(THAILAND)CO.,LTD.社長

取締役候補者とした理由

星氏は、当社において長年にわたり新白河工場および滋賀工場に勤務し、生産課、企画課、品質保証課および生産管理課を中心に、工場部門における生産、企画・営業に係る業務を担当することで培われた豊富な経験や当社の幅広い製品に関する専門的知識を有しています。2014年11月以降は、当社の滋賀工場長として、生産性の改善・風土改革に取り組むことにより2期連続で赤字であった滋賀工場の営業利益を黒字化するとともに、国内工場の自動化を推し進める等更なる生産性の改善に注力し、2021年1月には国内でも先進的な人協働ロボットを活用した自動組み立てシステムを導入する等、工場の生産性向上や収益向上に貢献しています。2021年6月以降は、当社の業務執行取締役海外生産本部長として、長年の勤務により構築された当社の事業内容・特性や課題等に関する深い理解と、生産現場における経験・専門的知識を活かして、海外生産部門の業績拡大に尽力するとともに、2023年5月よりTENMA(THAILAND)CO.,LTD.の社長に就任しております。今後も当社の企業価値向上に貢献することを期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

5

くらはし ひろふみ
倉橋 博文

再任

社外

独立

生年月日 1977年8月5日生
所有する当社の株式数 一 株



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 2002年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
- 2002年11月 原田・尾崎・服部法律事務所入所
- 2006年 8月 金融庁検査局総務課（専門検査官）
- 2008年 8月 証券取引等監視委員会事務局証券検査課（専門検査官）
- 2010年 8月 LM法律事務所入所
- 2013年 1月 弁護士法人ほくと総合法律事務所 パートナー（現任）
- 2018年 6月 楽天生命保険株式会社社外監査役（現任）
- 2020年 6月 当社社外取締役（現任）
- 2021年 8月 エナジーシェアーズ株式会社社外取締役

（重要な兼職の状況）

弁護士法人ほくと総合法律事務所パートナー、楽天生命保険株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

倉橋氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、企業法務の専門家および弁護士としての豊富な経験や専門的知識を有しております。2020年6月以降は、当社独立社外取締役として、取締役会において、弁護士としての経験を活かして、主にガバナンス・コンプライアンスの視点から、当社の企業価値の向上に資するよう忌憚のない意見を述べており、2021年4月以降は、当社の指名・報酬委員会の委員として任に当たっております。同氏は、2020年6月以降、約3年間にわたる当社独立社外取締役としての職務の遂行を通じて、当社の事業内容・特性や課題等について理解を有するに至っており、同氏が有する豊富な経験と高い専門的な見識を活かすことにより、引き続き、当社を含む当社グループ全体における統制環境の整備、コンプライアンスに対する意識・企業風土の醸成が図られ、また経営陣から独立した立場から、当社のガバナンス機能の向上・透明化に貢献していただけることを期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

6

なか お れい
中尾 麗イザベル

新任

社外

独立

生年月日 1981年12月22日生

所有する当社の株式数 一 株



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 2007年 4月 UBS証券株式会社入社
- 2013年 5月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社
- 2013年10月 BNPパリバ証券株式会社入社
- 2015年10月 UBS証券株式会社入社
- 2018年10月 同社債券本部 金融法人営業部長
- 2020年11月 同社グローバルマーケティング本部 金融商品部エグゼクティブディレクター
- 2021年 7月 株式会社GA technologies顧問（現任）
- 2021年 8月 株式会社Gunosy社外取締役（現任）
- 2022年 6月 株式会社grooves社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社GA technologies顧問、株式会社Gunosy社外取締役、株式会社grooves社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中尾氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはないものの、長年の外資系金融機関での勤務におけるグローバル視点での豊富な実務経験や専門的知識を有するとともに、女性活躍促進やダイバーシティ推進にも積極的に取り組んできた実績があります。同氏が当社取締役になんじ就任いただくことにより、同氏が有する豊富な経験と専門的知識を活かした多角的かつ合理的な視点で様々な助言をいただき、当社の企業価値向上に貢献していただけることを期待し、取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 倉橋博文氏および中尾麗イザベル氏は社外取締役候補者であります。
 3. 倉橋博文氏は現在、当社の監査等委員でない社外取締役であります。同氏の監査等委員でない社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって3年となります。
 4. 当社は、倉橋博文氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、中尾麗イザベル氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、廣野裕彦氏、永井勇一氏、則武勝氏、星健一氏、倉橋博文氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、中尾麗イザベル氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
 6. 当社は、廣野裕彦氏、永井勇一氏、則武勝氏、星健一氏、倉橋博文氏を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。これにより役員等がその職務の遂行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償請求金および争訟費用等（但し保険契約上で定められた免責事由を除く）を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は、当社および国内外の子会社の取締役および執行役員となります。また、上記保険契約は2024年1月に同内容で更新を予定しており、各候補者の再任が承認された場合には、引き続き上記保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、中尾麗イザベル氏の選任が承認された場合は、同氏についても上記保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 7. 当社は、倉橋博文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、中尾麗イザベル氏の選任が承認された場合、同氏は東京証券所の定めに基づく独立役員の要件に満たしており、同氏からは、同氏の選任が承認された場合に当社が同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ることの内諾が得られております。
 8. 候補者のうち、廣野裕彦氏、永井勇一氏、則武勝氏、星健一氏が所有する当社株式の数には、株式報酬制度に基づき退任時に交付される予定の株式の数（2023年3月31日現在）を含めて表示しております。
 9. 倉橋博文氏は、会社法329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員であります。その選任決議の効力は、2024年6月開催予定の第76回定時株主総会開始の時まで有しております。

第2号議案**監査等委員である取締役4名選任の件**

監査等委員である取締役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、会計に関する事項の監視、監督機能強化のため、監査等委員である取締役を増員し、4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	候補者属性
1	はら かず ひこ 原 和彦	取締役（常勤監査等委員）	再任
2	ご とう ひろ たか 後 藤 博 孝	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
3	にし だ み よ 西 田 弥 代	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
4	まつ やま しょう じ 松 山 昌 司	社外取締役 指名・報酬委員会委員長	新任 社外 独立

再任

再任 監査等委員である取締役候補者

新任

新任 監査等委員である取締役候補者

社外

監査等委員である社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

はら かずひこ
原 和彦

再任



生年月日 1970年4月16日生
所有する当社の株式数 3,600株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1995年 4月 当社入社
2015年 4月 当社内部監査部長
2021年 6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

（重要な兼職の状況）

なし

監査等委員である取締役候補者とした理由

原氏は、当社において長年にわたり管理部門や監査部門に従事することで得られた豊富な経験と知識を有しているのみならず、当社の企業理念を深く理解し、今後の当社経営においても重要となる拠点ごとの組織体制や経営課題などの実情にも精通しております。特に、2015年以降は、内部監査部長として、国内外の全工場を定期的に訪問し、海外拠点における不自然な取引実績、内部通報制度の運用、各拠点の法令遵守体制における脆弱性、人事労務・財務経理に関する運用などの不備の指摘および改善要請を行い、また、拠点ごとの特性を踏まえたリスク管理の重要性を各拠点担当者に対して継続的に周知徹底することなどを通じて、当社の企業価値向上に貢献してきた実績を有しております。このような経験を通じて培った知識と経験を活かして、2021年以降は当社常勤監査等委員として、当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスの強化および企業価値向上のために実効的な監査を行うとともに、第三者委員会の調査報告書を踏まえた再発防止策の実効性確保に貢献いたしました。また、同氏は、CIA（公認内部監査人）の資格も保有しており、財務会計、管理会計、IT、ファイナンス、経営学などの経営全般にわたる幅広い知見も有しております。今後も当社の企業価値向上に貢献することを期待し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号

2

ごとう ひろたか
後藤 博孝

再任

社外

独立

生年月日 1968年4月9日生

所有する当社の株式数 一 株



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 1991年 4月 当社入社
- 2006年 4月 当社ハウスウェア営業部東京支店長
- 2008年 1月 株式会社ドリームウェア入社
- 2009年 1月 株式会社ドリームウェア営業部長
- 2011年 4月 株式会社ドリームウェア取締役営業部長
- 2013年10月 株式会社アトラス入社 営業部長
- 2014年10月 株式会社アトラス専務執行役員
- 2017年 1月 株式会社タッチアップ設立 代表取締役（現任）
- 2021年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社タッチアップ代表取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

後藤氏は、1991年4月から2007年11月までの当社における勤務経験を通じて、当社製品の製造、販売に至るまでの当社グループの事業全般について豊富な経験や知識を有し、さらに当社を退社した以降、会社経営に関与した経験、一般財団法人製品安全協会での活動などを通じた社会貢献活動にも注力した経験等、会社経営者としてグローバルな取引経験を含む豊富な経験と知見を有し、経営の諸問題にも精通しております。これらの経験を通じて培った会社経営者としての多角的な視点を活かしつつ、当社グループの事業特性を踏まえた、当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスの強化および企業価値向上のために実効的な監査と的確な助言を通じ、当社の企業価値向上に貢献していただけることを期待し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号

3

にしだ みよ
西田 弥代

再任

社外

独立

生年月日 1980年1月15日生

所有する当社の株式数 一 株



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 2008年12月 第一中央法律事務所入所
- 2009年 9月 東京地方検察庁五菱会被害回復センター 被害回復事務管理人
- 2010年 4月 日本弁護士連合会代議員
- 2010年10月 隼あすか法律事務所入所（現任）
- 2013年 6月 株式会社エクストリーム社外監査役（現任）
- 2015年 6月 株式会社ギガプライズ社外監査役（現任）
- 2020年 6月 株式会社大戸屋ホールディングス社外取締役
- 2021年 2月 株式会社ホームネットホールディングス(現株式会社property technologies) 社外監査役（現任）
- 2021年 6月 株式会社BRICK's社外取締役（現任）
- 2021年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

（重要な兼職の状況）

隼あすか法律事務所パートナー、株式会社エクストリーム社外監査役、株式会社ギガプライズ社外監査役、株式会社property technologies社外監査役、株式会社BRICK's社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

西田氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての高度な知識と豊富な経験、特に企業法務や労働法務等に関する専門的知見に加えて、企業不祥事に関する調査委員会の委員を務めた経験なども有しております。また、上場企業の取締役会や監査役会における積極的な活動によって内部統制上の問題解決や企業体質の改善に寄与するなど、社外役員としての豊富な経験を有しております。さらには、多数の著書を執筆しており、法務分野だけにとどまらず、会社経営に必要となる隣接分野の知見も幅広く有しており、これらの知見・経験を活かして、積極的かつ忌憚のない意見を述べることで、当社グループの企業価値向上に貢献していただけることを期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

4

まつやま しょうじ
松山 昌司

新任

社外

独立

生年月日 1973年5月4日生

所有する当社の株式数 一 株



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 1997年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
- 2001年 4月 公認会計士登録
- 2006年 7月 松山公認会計士事務所開業（現任）、税理士登録
- 2007年 8月 あすなる監査法人設立代表社員（現任）
- 2008年 6月 ぶらっとホーム株式会社社外監査役（現任）
- 2009年 6月 セブンシーズホールディングス（現株式会社サイトリ細胞研究所）社外監査役
- 2009年10月 株式会社グッドコムアセット社外監査役
- 2016年 1月 株式会社ジー・スリーホールディングス社外取締役（監査等委員）
- 2018年 1月 株式会社グッドコムアセット社外取締役（現任）
- 2018年 6月 FRACTALE株式会社（現株式会社サイトリ細胞研究所）社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2020年 6月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

松山公認会計士事務所代表者（公認会計士・税理士）、あすなる監査法人代表社員、ぶらっとホーム株式会社社外監査役、株式会社グッドコムアセット社外取締役、株式会社サイトリ細胞研究所社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松山氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、内部統制を含む企業会計の専門家および公認会計士としての豊富な経験や専門的知識を有しております。2020年6月以降は、当社独立社外取締役として、取締役会において積極的にガバナンス向上のための発言および提言を行っております。また、2020年11月に指名・報酬委員会を設置して以降、指名・報酬委員会の委員長として全ての委員会に出席し、取締役候補者との面談および詳細な検討を通じて、本定時株主総会に上程すべき取締役候補者の選定に尽力しました。現在の当社の監査等委員会における課題の一つとして、企業会計の専門家が不在となっていることがあります。同氏が当社監査等委員である取締役に就任することにより、監査等委員会において同氏が有する豊富な経験と専門的知識を活かして多角的な視点、合理的な視点で様々な助言をいただき、会計に関する事項の監視、監督機能強化することで、当社の企業価値向上に貢献していただけることを期待し、監査等委員である取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 後藤博孝氏、西田弥代氏および松山昌司氏は社外取締役候補者であります。
3. 後藤博孝氏および西田弥代氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって後藤氏、西田氏ともに2年となります。また、松山昌司氏は現在、当社の監査等委員でない社外取締役であります。同氏の監査等委員でない社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 西田弥代氏の戸籍上の氏名は川口弥代氏であります。
5. 当社は、原和彦氏、後藤博孝氏、西田弥代氏および松山昌司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、原和彦氏、後藤博孝氏、西田弥代氏および松山昌司氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、原和彦氏、後藤博孝氏、西田弥代氏および松山昌司氏を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。これにより役員等がその職務の遂行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償請求金および争訟費用等（但し保険契約上で定められた免責事由を除く）を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は、当社および国内外の子会社の取締役および執行役員となります。また、上記保険契約は2024年1月に同内容で更新を予定しており、各候補者の再任が承認された場合には、引き続き上記保険契約の被保険者に含まれることとなります。
8. 当社は、後藤博孝氏、西田弥代氏および松山昌司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
9. 松山昌司氏が社外取締役として監査等委員である取締役を務めていた株式会社ジー・スリーホールディングスは、同社における不適切な会計処理の事案について、2022年2月2日に特別調査委員会から受領した調査報告書を開示し、同月18日には過年度の有価証券報告書および四半期報告書の訂正報告書ならびに有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局に提出しており、さらに、同年5月18日には、金融庁長官による同社に対する課徴金納付命令に従い課徴金を納付する旨を開示しております。同氏は、本件事実（不適切な会計処理）が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。同社の取締役会等において、日頃からガバナンス向上やコンプライアンスの観点から助言および注意喚起を行い、当該事実の判明後は、コンプライアンスの更なる強化および再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求める等、その職責を適切に遂行しました。なお、同氏は、本件判明後、2022年5月20日開催の同社の臨時株主総会の終結の時をもって同社の監査等委員である取締役を辞任しております。

なお、本取締役候補者および本監査等委員である取締役候補者のスキルマトリックスは、以下のとおりです。

			独立性 (社外)	経験・専門性						
				企業 経営	製造・ 技術	企画・ 営業・ 開発	財務・ 会計	コンプライ アンス・ 法務	グロー バル経験	金融・ 証券
取締役候補者	廣野 裕彦			●		●			●	
	永井 勇一			●	●	●				
	則武 勝			●			●	●		●
	星 健一			●	●	●				
	倉橋 博文	社外 独立役員	●					●		●
	中尾 麗イザベル (女性)	社外 独立役員	●						●	●
監査等委員である取締役候補者	原 和彦						●	●		
	後藤 博孝	社外 独立役員	●	●		●			●	
	西田 弥代 (女性)	社外 独立役員	●					●		
	松山 昌司	社外 独立役員	●				●			

第3号議案

監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は2015年6月26日開催の第67回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、経済情勢の変化などの事情を考慮し、年額70百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から同意する旨の意見を得ております。

以 上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、ウクライナ危機の長期化に加え、米国での金融機関の経営破綻に端を発した金融システムへの不安等もあり、景気の大幅な減速懸念を強めております。

日本経済におきましては、賃上げ機運の高まりやウィズコロナの生活様式が定着し始めたことに伴い、一部では個人消費に回復傾向が見られるものの、物価高騰や人手不足の深刻化が足かせとなり、本格的な景気回復には未だ時間を要する見通しです。

このような状況の中、当社グループは、2021年5月に公表した「第3次中期経営計画」に基づき、中長期的な成長戦略の実現に向けた基盤構築を進めつつ、取引先の生産状況に応じた弾力的な生産体制を維持してまいりました。

この結果、売上高は102,053百万円（前期比23.4%増）となり、第3次中期経営計画の2年度目標である84,500百万円を大きく上回り、当社グループとして初めて100,000百万円の大台に達しました。

利益面につきましては、ハウスイエア合成樹脂製品分野および関連商品における原材料価格の上昇や当連結会計年度前半でのコロナ禍における一部地域での工場操業停止もありましたが、コロナ禍にあった工業品合成樹脂製品分野における取引先での生産調整に伴う当社工場稼働率の低下等が概ね解消され、生産効率の改善に繋がりました。結果、営業利益は第3次中期経営計画の2年度目標である3,800百万円には達しませんでした。3,007百万円（前期比52.6%増）となりました。経常利益は為替差益の拡大や受取利息の増加等もあり、3,801百万円（前期比56.4%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は関係会社清算益等もあり、2,800百万円（前期比164.6%増）となりました。

業績ハイライト

売上高

102,053 百万円

(前期比 23.4%増)

営業利益

3,007 百万円

(前期比 52.6%増)

経常利益

3,801 百万円

(前期比 56.4%増)

親会社株主に帰属する当期純利益

2,800 百万円

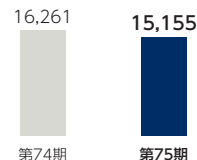
(前期比 164.6%増)

事業部門別の概況は次のとおりであります。

ハウスウエア合成樹脂製品関連部門



売上高
15,155百万円

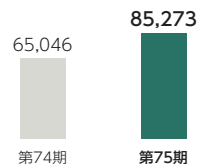


ハウスウエア合成樹脂製品関連部門につきましては、国内においては物価高騰が続く中、消費財における消費者の節約志向は依然として根強く、中国においても上海ロックダウン等の影響もあり、売上が減少しました。この結果、ハウスウエア合成樹脂製品関連部門の売上高は151億55百万円（前期比6.8%減）となりました。

工業品合成樹脂製品関連部門



売上高
85,273百万円

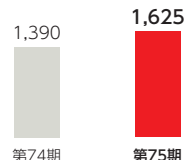


工業品合成樹脂製品関連部門につきましては、コロナ禍の影響が薄れ、また電子部品等の供給不足が緩和され、生産活動が復調した取引先での挽回生産も多く見られました。特に電機電子関連は中国、ベトナムおよびタイにて、家電関連はタイにて、車両関連はベトナムおよびインドネシアにて売上が増加しました。この結果、工業品合成樹脂製品関連部門の売上高は852億73百万円（前期比31.1%増）となりました。

そ の 他



売上高
1,625百万円



その他売上高は、ハウスイア関連商品において、コスメみたいなマグボトル「リリシー」や毎日の洗濯に便利な「竿にかけられるバスケット」等の新商品を発売し、積極的に拡販に取り組んだ結果、売上が伸長し、16億25百万円（前期比16.9%増）となりました。

事業部門別売上高および生産高

事業部門	売上高	生産高
ハウスイア合成樹脂製品関連	15,155百万円	14,436百万円
工業品合成樹脂製品関連	85,273百万円	83,660百万円
そ の 他	1,625百万円	—
合 計	102,053百万円	98,096百万円

(注) 生産高は販売価格により算出しております。

② 企業集団の設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、30億70百万円であります。その主なものは、TENMA (THAILAND) CO.,LTD.の設備投資13億18百万円、当社の設備投資8億30百万円、TENMA (HCM) VIETNAM CO.,LTD.の設備投資3億37百万円であります。

これらの投資に関する資金は、全額自己資金をもって充當いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

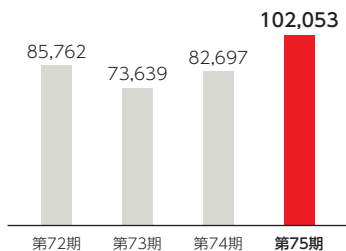
① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第72期 2020年3月期	第73期 2021年3月期	第74期 2022年3月期	第75期 (当連結会計年度) 2023年3月期
売上高 (百万円)	85,762	73,639	82,697	102,053
経常利益 (百万円)	3,600	2,919	2,430	3,801
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,504	3,006	1,058	2,800
1株当たり当期純利益 (円)	103.80	127.08	46.61	127.38
総資産 (百万円)	94,543	92,387	93,984	102,802
純資産 (百万円)	74,156	72,895	73,197	78,310

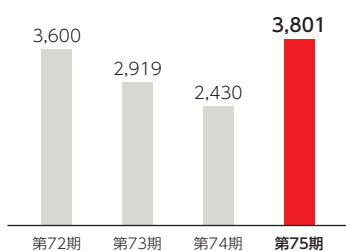
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を、控除する自己株式に含めております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第74期の期首から適用しており、第74期以降の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

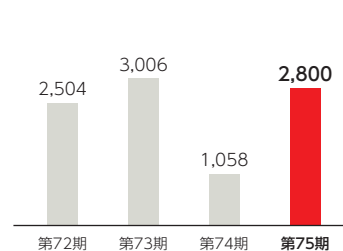
売上高 (百万円)



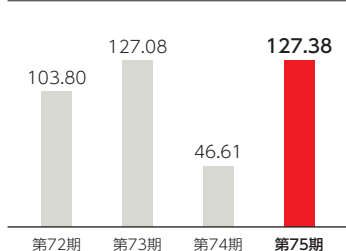
経常利益 (百万円)



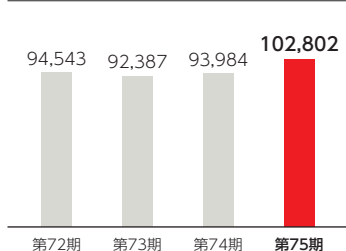
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



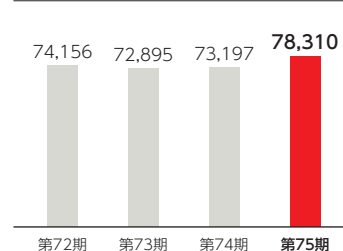
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)

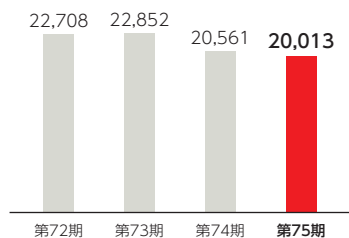


② 当社の財産および損益の状況

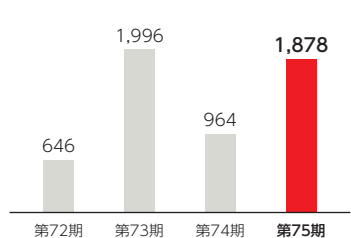
区 分	第72期 2020年3月期	第73期 2021年3月期	第74期 2022年3月期	第75期 (当期) 2023年3月期
売上高 (百万円)	22,708	22,852	20,561	20,013
経常利益 (百万円)	646	1,996	964	1,878
当期純利益 (百万円)	264	1,766	456	2,623
1株当たり当期純利益 (円)	10.93	74.66	20.08	119.32
総資産 (百万円)	60,106	58,581	54,265	54,777
純資産 (百万円)	55,138	53,894	50,050	50,422

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を、控除する自己株式に含めております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第74期の期首から適用しており、第74期以降の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

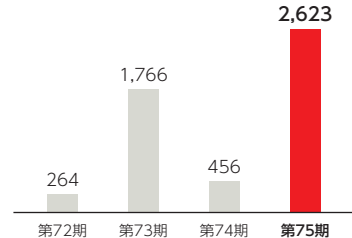
売上高 (百万円)



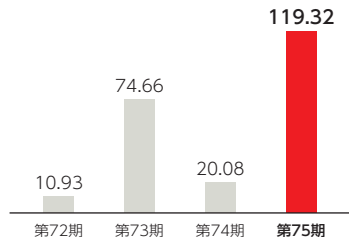
経常利益 (百万円)



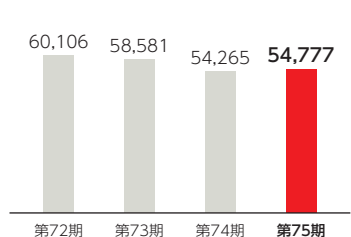
当期純利益 (百万円)



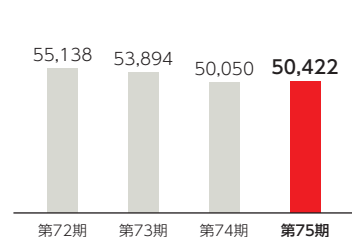
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



(3) 対処すべき課題

今後の世界経済は、ウクライナ危機の長期化や欧米の金融機関の信用不安等を背景にして、景気の不透明感が増すなど、厳しい状況が続いております。日本経済におきましては、消費者物価の上昇が続く中、消費財における消費回復の動きが鈍く、また原材料価格の上昇や電力費の高騰等も見られ、依然として不透明な状況が続く見通しです。

このような状況のもと、当社グループは第76期（2024年3月期）を最終年度とする3ヶ年の「第3次中期経営計画」（2021年5月13日公表）を策定しております。

「百年企業への歩み」をテーマとして「人とプラスチックの調和した豊かな社会」の実現を長期ビジョンとして掲げ、「サステナブル経営の推進」と「成長基盤の構築」を基本方針として活動しております。

第3次中期経営計画における数値目標としましては、最終年度の連結売上高87,000百万円、連結営業利益4,200百万円、ROE4.6%以上としておりますが、この3ヶ年は当社が目指す長期ビジョンの実現と長期数値目標（2031年3月期）である連結売上高110,000百万円、連結営業利益9,000百万円、ROE9%以上、ROIC9%以上の達成に向けた変革期間と位置づけております。

この目標達成に向けて、「サステナブル経営の推進」の具体的戦略として「①人財への取り組み」、「②環境問題への取り組み」、「③ガバナンス強化」を、「成長基盤の構築」の具体的戦略として「④DX（デジタルトランスフォーメーション）と自動化の推進」、「⑤技術開発の推進」、「⑥ビジネス領域の拡張」を推し進め、持続的な成長とさらなる企業価値の向上を図り、当社グループのさらなる発展を目指しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
PRINCIA CO., LTD.	2,000千香港ドル 13,000千米ドル	100%	合成樹脂製品の輸出入および仕入販売
上海天馬精塑有限公司	12,500千米ドル	100%	合成樹脂製品の製造販売
MEIYANG HONG KONG LIMITED	8,000千米ドル	100%	資産管理
天馬精密工業(中山)有限公司	24,376千米ドル	100%	合成樹脂製品の製造販売
天馬精密注塑(深圳)有限公司	82,350千人民元	100%	合成樹脂製品の製造販売
TENMA VIETNAM CO., LTD.	35,000千米ドル	100%	合成樹脂製品および金型の製造販売
天馬アセアンホールディングス株式会社	490,000千円	100%	持株会社
株式会社タクミック	50,000千円	100%	合成樹脂製品等に係る試作品の製造販売
TENMA (HCM) VIETNAM CO., LTD.	12,500千米ドル	100%	合成樹脂製品の製造販売
PT. TENMA INDONESIA	496,281百万ルピア	99.99%	合成樹脂製品の製造販売
PT. TENMA CIKARANG INDONESIA	84,728百万ルピア	99.99%	合成樹脂製品の製造販売
TENMA (THAILAND) CO., LTD.	755,000千タイバーツ	100%	合成樹脂製品の製造販売

- (注) 1. 当社は天馬アセアンホールディングス株式会社を通じて間接的にPT. TENMA INDONESIA、TENMA (HCM) VIETNAM CO., LTD.、TENMA (THAILAND) CO., LTD.、株式会社タクミック、PT. TENMA CIKARANG INDONESIAに出資しております。
2. 天馬精密工業(中山)有限公司、TENMA VIETNAM CO., LTD.、PT. TENMA INDONESIAおよびTENMA (THAILAND) CO., LTD.は特定子会社に該当しております。
3. 天馬皇冠精密工業(蘇州)有限公司については、2022年10月28日付にて清算終了しております。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、プラスチック射出成形品の製造販売を主な事業としております。
事業部門および事業部門別の主要製品は、次のとおりであります。

事業部門	主要製品
ハウスウェア 合成樹脂製品関連	インテリア用品、バス・洗面・トイレタリー用品、キッチン用品、洗濯用品、クリーン用品、ワイヤー用品、レジャー用品、ベビー用品、DIY用品等家庭日用品全般
工業品合成樹脂製品関連	OA電子機器部品、家電機器部品、自動車外装・内装部品、自動車機能部品、各種コンテナ、大型容器類、パレット、住設建材等
その他	各種商品販売等

(6) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都北区赤羽一丁目63番6号
支 店	東京支店 (東京都北区)、大阪支店 (大阪府大阪市)
営業所	仙台営業所 (宮城県仙台市)、福岡営業所 (福岡県福岡市)
工 場	弘前工場 (青森県弘前市)、八戸工場 (青森県八戸市)、新白河工場 (福島県白河市)、野田工場 (千葉県野田市)、滋賀工場 (滋賀県甲賀市)、山口工場 (山口県山陽小野田市)

② 子会社

会 社 名	所 在 地
PRINCIA CO., LTD.	中国香港
上海天馬精塑有限公司	中国上海市
MEIYANG HONG KONG LIMITED	中国香港
天馬精密工業 (中山) 有限公司	中国広東省中山市
天馬精密注塑 (深圳) 有限公司	中国広東省深圳市
TENMA VIETNAM CO., LTD.	ベトナム バクニン省
TENMA (HCM) VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ドンナイ省
天馬アセアンホールディングス株式会社 株式会社タクミック	東京都北区 神奈川県相模原市
PT. TENMA INDONESIA	インドネシア プカシ市
PT. TENMA INDONESIA TRADING	インドネシア プカシ市
PT. TENMA CIKARANG INDONESIA	インドネシア プカシ市
TENMA (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨン県

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
8,378名 (2,059名)	561名増 (86名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、派遣社員を含む臨時従業員数は () 内に期中平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
637名 (223名)	11名減 (3名減)	41歳0ヵ月	18年0ヵ月

(注) 従業員数は就業員数であり、派遣社員を含む臨時従業員数は () 内に期中平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

①当社監査等委員会は、2020年12月25日、当社元監査等委員でない取締役6名を被告として、当社が支払いを受けられる金額の合計として金4億3709万8988円およびこれに対する遅延損害金を請求する損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しておりましたが、2022年8月30日、裁判所からの和解勧告を受け、本件訴訟が継続された場合の訴訟費用や時間等を総合的に考慮し、下記の内容を主な骨子として和解いたしました。

和解の主な内容

イ. 被告は、原告（当社）に対し、合計で金1億500万円を、和解金として支払う。

ロ. 原告はその余の請求を放棄する。

ハ. 原告および被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

②当社は、当社海外子会社の従業員による不正行為の疑いのある行為につき、第三者委員会を設置し調査を進め、第三者委員会の調査報告書を開示するとともに、2020年4月に東京地方検察庁に本件を自主的に申告し、捜査に協力してまいりましたが、2022年5月23日、この件に関連して当社および当社元役員、当社従業員が不正競争防止法違反の罪（外国公務員贈賄罪）で東京地方検察庁により起訴されました。2022年9月22日に第1回公判が開かれ、2022年10月18日の第2回公判で結審し、2022年11月4日に下記のとおり判決の言渡しを受けました。

判決の内容

イ. 不正競争防止法違反の罪（外国公務員贈賄罪）

ロ. 当社につき、罰金2,500万円

当社元役員等3名につき、懲役刑、執行猶予付き

当社取締役会は、本判決を慎重に協議し、検討した結果、判決に至った経緯と判決の内容等を総合的に判断し、本判決に対する控訴をしないことを決議いたしました。判決を真摯に受け止め、今後とも再発防止および更なるガバナンス強化に努め、関係者の皆様からの信頼回復に全社を挙げて取り組んでまいります。

2 会社の状況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	77,153,900株
② 発行済株式の総数	25,313,026株
③ 株主数	7,513名
④ 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
株式会社カネダ興産	2,924千株	13.43%
有限会社ビー・ケー・ファイナンス	2,420	11.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,951	8.96
司 治	1,601	7.36
株式会社ツカサ・エンタープライズ	1,131	5.20
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	916	4.21
金 田 保 一	759	3.49
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	668	3.07
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505303	592	2.72
F H L ホールディングス株式会社	586	2.69

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株3,546,343株を所有しておりますが、上記大株主には含めておりません。なお、「役員向け株式交付信託」に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有する当社株式33,997株は自己株式には含めておりません。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
4. 2022年7月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書 (変更報告書) においてダルトン・インベストメンツ・エルエルシーが2022年6月27日現在で3,728千株を所有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。なお、当社として実質所有株式数の確認ができたものではありませんが、同社は当事業年度において主要株主であります。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	廣 野 裕 彦	当社指名・報酬委員会委員 当社営業本部長 天馬アセアンホールディングス株式会社代表取締役社長
取 締 役	永 井 勇 一	当社生産本部長兼生産管理部長
取 締 役	則 武 勝	当社総務・財務経理担当兼総務部長
取 締 役	星 健 一	当社海外生産本部長
取 締 役	倉 橋 博 文	当社指名・報酬委員会委員 弁護士法人はくと総合法律事務所パートナー 楽天生命保険株式会社社外監査役
取 締 役	松 山 昌 司	当社指名・報酬委員会委員長 松山公認会計士事務所代表者（公認会計士・税理士） あすなる監査法人代表社員 ぷらっとホーム株式会社社外監査役 株式会社グッドコムアセット社外取締役 株式会社サイトリ細胞研究所社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (常勤監査等委員)	原 和 彦	
取 締 役 (監査等委員)	後 藤 博 孝	株式会社タッチアップ代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	西 田 弥 代	隼あすか法律事務所パートナー 株式会社エクストリーム社外監査役 株式会社ギガプライズ社外監査役 株式会社property technologies社外監査役 株式会社BRICK's社外取締役

- (注) 1. 取締役 倉橋博文氏、松山昌司氏および取締役（監査等委員）後藤博孝氏、西田弥代氏は社外取締役であります。
2. 取締役 倉橋博文氏は、企業法務の専門家および弁護士としての豊富な経験や専門的知識を有しております。
3. 取締役 松山昌司氏は、内部統制を含む企業会計の専門家および公認会計士としての豊富な経験や専門的知識を有しております。
4. 取締役（監査等委員）後藤博孝氏は、1991年から2007年までの当社における勤務経験を通じ、当社の事業全般に関する豊富な知識経験を有しております。
5. 取締役（監査等委員）西田弥代氏は、企業法務、労働法務に精通した弁護士であり、企業不祥事に関する調査委員会の委員の経歴を有しております。
6. 当社は、常勤監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席すること等により、業務執行取締役の職務執行を常時監督する体制を確保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
7. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

8. 当社は、取締役廣野裕彦氏、永井勇一氏、則武勝氏、星健一氏、倉橋博文氏、松山昌司氏および取締役（監査等委員）原和彦氏、後藤博孝氏、西田弥代氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。
9. 当社は、取締役廣野裕彦氏、永井勇一氏、則武勝氏、星健一氏、倉橋博文氏、松山昌司氏および取締役（監査等委員）原和彦氏、後藤博孝氏、西田弥代氏を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。これにより役員等がその職務の遂行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償請求金および争訟費用等（但し保険契約上で定められた免責事由を除く）を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は、当社および国内外の子会社の取締役および執行役員となります。

② 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の種類別総額		報酬等の総額 (百万円)
		基本報酬額 (百万円)	株式報酬額 (百万円)	
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	7 (2)	118 (18)	32 (-)	150 (18)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	4 (3)	35 (18)	0 (-)	35 (18)
合 計 (うち社外取締役)	11 (5)	152 (36)	32 (-)	184 (36)

- (注) 1. 上記には、2022年6月23日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した非業務執行取締役1名および監査等委員である取締役1名(うち社外取締役は1名)を含んでおります。
2. 2019年6月27日開催の第71回定時株主総会において監査等委員でない取締役の報酬限度額は年額300百万円以内(ただし、使用人分給および株式報酬等の額は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は6名(うち社外取締役は0名)です。また、監査等委員でない取締役については、上記報酬限度額とは別枠で、2017年6月27日開催の第69回定時株主総会において、信託期間4年間で金400百万円を上限とし、1事業年度当たり85,000ポイントを上限とする役員向け株式交付信託に係る株式報酬制度を決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は4名(うち社外取締役は0名)です。また、2021年5月20日開催の取締役会において、本株式報酬制度について信託期間を1年間延長する決議をいただきました。当該取締役会時点の監査等委員でない取締役の員数は7名(うち社外取締役は2名、非常勤・非業務執行取締役は1名)です。さらには、2022年6月23日開催の第74回定時株主総会において、株式報酬制度を業績連動型に変更等、一部内容を変更したうえで継続することについて決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は6名(うち社外取締役は2名)です。
3. 2015年6月26日開催の第67回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名(うち社外取締役は3名)です。
4. 株式報酬額の内容は、取締役会が定めた株式交付規程に従い、毎年所定の日に固定および業績連動によるポイントを付与し、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を通じて、原則、取締役の退任時までに付与された累積ポイント数に応じて、当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭が交付されるものであり、上記の株式報酬は、当事業年度に係る役員向け株式交付信託としての株式報酬費用として計上した金額となります。
5. 当社の業績連動に係る業績指標は連結営業利益であり、その実績は3,007百万円であります。当該指標を選択した理由は取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の持続的な成長を図ることが期待できると判断したためであります。業績連動報酬は、職位別のポイント数に指標となる指数の達成率より算出されるポイント付与率を乗じて算定しております。

③ 監査等委員でない取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社取締役会は、過半数の独立社外取締役によって構成される任意の指名・報酬委員会による提案を踏まえて、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の決定方針を決定しており、その概要は以下のとおりです。また、当該方針の決議後に決定された監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会において当該方針に沿うものであることを確認した上で、取締役会において決定しておりますので、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

イ. 監査等委員でない取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）の報酬等

監査等委員でない取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）の報酬等は、次に掲げる「基本報酬（現金報酬）」および「株式報酬（自社株報酬）」により構成されます。個人別の報酬等における「基本報酬（現金報酬）」および「株式報酬（自社株報酬）」の割合は、各人の報酬等が全体として適切なインセンティブとして機能するように決定します。個人別の報酬等の内容の決定の全部は、株主総会決議でご承認を得た範囲内で、取締役会から諮問を受けた任意の指名・報酬委員会（構成員の過半数が独立社外役員）において作成した原案を取締役に答申し、取締役会が審議の上で決定します。

(イ) 基本報酬（現金報酬）

固定の金銭報酬として、前期の業績や各取締役の職責・貢献等を総合的に勘案して決定した支給額を毎月支給します。

(ロ) 株式報酬（自社株報酬）

取締役会が定めた株式交付規程に従い、毎年所定の日に固定および業績連動によるポイントを付与し、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を通じて、原則、取締役の退任時まで付与された累積ポイント数に応じて、当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭が交付されるものとします。

ロ. 監査等委員でない社外取締役および非業務執行取締役の報酬等

監査等委員でない社外取締役および非業務執行取締役の報酬等は、その職責に鑑みて、「基本報酬（現金報酬）」のみで構成されます。固定の金銭報酬として、前期の業績や各取締役の職責・貢献等を総合的に勘案して決定した支給額を毎月支給します。個人別の報酬等の内容の決定の全部は、株主総会決議でご承認を得た範囲内で、取締役会から諮問を受けた任意の指名・報酬委員会（構成員の過半数が独立社外役員）において作成した原案を取締役に答申し、取締役会において審議の上で決定します。

④ 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役 倉橋博文氏は、弁護士法人ほくと総合法律事務所のパートナー、楽天生命保険株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役 松山昌司氏は、松山公認会計士事務所の代表者（公認会計士・税理士）、あすなる監査法人の代表社員、ぶらっとホーム株式会社の社外監査役、株式会社グッドコムアセットの社外取締役および株式会社サイトリ細胞研究所の社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）後藤博孝氏は、株式会社タッチアップの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）西田弥代氏は、隼あすか法律事務所のパートナー、株式会社エクストリームの社外監査役、株式会社ギガプライズの社外監査役、株式会社property technologiesの社外監査役および株式会社BRICK'sの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況、発言状況および社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要	
社外取締役 倉橋博文	<p>当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席いたしました。</p> <p>企業法務の専門家および弁護士の立場から適宜必要な発言を行っております。主にガバナンス・コンプライアンスの視点から、当社の企業価値の向上に資するよう忌憚のない意見を述べており、同氏が有する豊富な経験と高い専門的な見識を生かすことにより、当社を含むグループ全体における統制環境の整備コンプライアンスに対する意識・企業風土の醸成が図られ、経営陣から独立した立場から当社のガバナンス機能の向上・透明化に貢献しております。また、2021年4月23日以降、当社指名・報酬委員会の委員を務め客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定に尽力しました。</p>
社外取締役 松山昌司	<p>当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席いたしました。</p> <p>内部統制を含む企業会計の専門家および公認会計士としての豊富な経験や専門的知識から適宜必要な発言を行うとともに、積極的にガバナンス向上のため提言をいただいております。同氏が有する豊富な経験と高い専門的な見識を生かすことにより、当社を含むグループ全体における統制環境の整備、コンプライアンスに対する意識・企業風土の醸成が図られ、経営陣から独立した立場から当社のガバナンス機能の向上・透明化に貢献しております。また、2020年11月6日以降、当社指名・報酬委員会の委員長を務め、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定に尽力しました。</p>
社外取締役（監査等委員） 後藤博孝	<p>当事業年度に開催された取締役会20回のすべて、監査等委員会35回のすべてに出席いたしました。</p> <p>1991年から2007年までの当社における勤務経験を通じ、当社の事業全般に関する豊富な知識、経験から適宜必要な発言を行っております。また、当社を退社した以降、会社経営に関与した経験、一般財団法人製品安全協会での活動などを通じた社会貢献活動にも注力した経験等、会社経営者としてのグローバル取引経験を含む豊富な経験と知見を活かし、当社グループの企業価値向上に貢献しております。</p>
社外取締役（監査等委員） 西田弥代	<p>当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回、監査等委員会35回のすべてに出席いたしました。</p> <p>企業法務、労働法務に精通した弁護士であり、企業不祥事に関する調査委員会の委員の経験から適宜必要な発言を行っております。また、上場企業の取締役会や監査役会における積極的な活動によって内部統制上の問題解決や企業体質の改善に寄与するなど、社外役員としての経験を活かし、積極的かつ忌憚のない意見を述べることで、当社グループの企業価値向上に貢献しております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人 ハイビスカス

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としております。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としております。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社が、「内部統制の基本方針」について取締役会において決議したその概要は以下のとおりであります。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンスに関する体制

全社横断的な管理体制、予防・是正・改善措置、内部通報制度等を社内規程等で定め、周知のうえ運用を徹底し、また子会社においても同様の体制整備を促進することで、天馬グループのコンプライアンス体制を実現する。また、行動基準として定めた「コンプライアンスマニュアル」に従い、行動するものとする。

ロ. 財務報告に関する体制

企業組織単位ごとの責任者の設置、法令および会計基準に適合した財務諸表の作成手続等を社内規程等で定め、周知のうえ運用を徹底し、天馬グループにおける財務情報の適正かつ適時な開示を確保するものとする。

ハ. 監査、モニタリングに関する体制

内部監査部は、天馬グループ全体の内部監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会へ報告する。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の基本的な事項に関する社内規程を定め、事業を取り巻く様々なリスクに対して、リスク管理意識の浸透、リスクの顕在化の防止および早期発見に資することを目的とし、規程を周知のうえ運用を徹底し事業内容や規模に応じて必要なリスク管理体制の整備を促進することにより、職務遂行に伴うリスクを天馬グループとして適切にコントロールするものとする。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会は、天馬グループとしての経営方針・目標を設定し、達成に向けた経営計画を策定のうえ、その実行を通じて効率的な職務の執行を図る。

ロ. 原則月1回以上の定例取締役会および必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定を行い、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図る。

ハ. 適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、組織編成、業務分掌、職務権限に関する社内規程を定め、周知のうえ運用を徹底し、かつ、子会社でも事業内容や規模に応じて同様の社内規程等を整備し促進することにより、効率的な職務の執行を確保する。

④取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報については法令および社内規程に従い、担当部署を決めて適切に保存および管理を行うとともに常時閲覧することができる体制とする。

⑤子会社の取締役および使用人等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社管理に関する社内規程を定め、子会社の経営上の重要事項については、当社の事前の同意または報告を必要とする体制とする。

- ⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該補助者に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、総務部の部員を補助使用人として指名することができ、指名された補助使用人は、監査等委員会の職務に関しもっぱら監査等委員会の指揮命令に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、各部署長の指揮命令を受けないものとする。

補助使用人の人事異動・人事評価等については、監査等委員会の意見を尊重し決定するものとする。

- ⑦取締役および使用人による監査等委員会への報告体制等

イ. 取締役および使用人は、監査等委員会または監査等委員会が指名した監査等委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告する。

ロ. 取締役および使用人は、法令が定める事項のほか、業務または財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある情報を知り得たときは、監査等委員会または監査等委員会が指名した監査等委員に速やかに報告する。

ハ. 監査等委員会に対して報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告したことを理由として不利益な取扱いを受けることが無いよう、「内部通報規程」の通報窓口利用者と同様の保護措置を講ずるものとする。

- ⑧子会社の取締役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者による監査等委員会への報告体制等

イ. 子会社の取締役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会または監査等委員会が指名した監査等委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告する。

ロ. 子会社の取締役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、業務または財務の状況に重大な影響を及ぼす情報を知り得たときは、監査等委員会または監査等委員会が指名した監査等委員に速やかに報告する。

ハ. 監査等委員会に対して報告を行った取締役および使用人等またはこれらの者に対し、当該報告したことを理由として不利益な取扱いを受けることが無いよう、「内部通報規程」の通報窓口利用者と同様の保護措置を講ずるものとする。

- ⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について必要となる費用等の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当社は、当該費用または債務を処理するものとする。

- ⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、社長をはじめ社内関係部署および会計監査人等とそれぞれに随時に意思疎通を図り、情報の収集や調査を行い、関係部署はそれらに協力する。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、業務の適正を確保するための運用状況の主なものは、以下のとおりであります。

- ① 取締役会を20回（ほか書面決議1回）開催し、資本政策および予算の策定等重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ② 監査等委員は、重要な社内会議への出席等を通じ、取締役および執行役員等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行いました。また、監査等委員会は、内部監査部が行った監査の報告を受けることで、情報共有および十分な連携を確保しています。
- ③ 当社グループ役職員に向けてコンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信するとともに、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。
- ④ 財務報告の適正性と信頼性確保のため、内部統制の整備、運用および評価のための計画を決定するとともに、当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施しました。
- ⑤ 代表取締役社長の責任のもと、当社およびその子会社における当社役職員についての法令等に違反する行為等に関する内部通報への適正な対応の仕組みを定める内部通報規程を制定し、法令等違反行為の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営を実践しています。

(6) 剰余金の処分の内容および理由

- ① 剰余金の配当等に関する方針

2023年3月期の期末配当につきましては、当連結会計年度末の年間配当金を連結株主資本配当率（DOE）2.5%以上の水準とすることを基本方針としております。

- ② 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、上記の基本方針と株主各位への利益還元の見地から、下記のとおりといたします。

イ. 配当財産の種類

金銭といたします。

ロ. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき42円、配当総額914百万円とします。この結果、当期の配当金は、中間配当金（1株につき40円）を含めまして、1株につき82円となります。

ハ. 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月12日といたします。

- ③ その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

(注) 記載金額は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

科目	当年度 (2023年3月31日現在)
資産の部	千円
流動資産	61,587,858
現金及び預金	30,677,991
受取手形及び売掛金	19,787,672
商品及び製品	3,669,068
仕掛品	688,595
原材料及び貯蔵品	5,077,348
その他	1,688,442
貸倒引当金	△1,258
固定資産	41,213,986
有形固定資産	30,026,836
建物及び構築物	14,305,325
機械装置及び運搬具	8,928,151
土地	2,586,733
使用権資産	3,118,451
建設仮勘定	178,228
その他	909,948
無形固定資産	2,736,059
その他	2,736,059
投資その他の資産	8,451,091
投資有価証券	4,756,915
退職給付に係る資産	2,817,877
繰延税金資産	177,474
その他	706,232
貸倒引当金	△7,407
資産合計	102,801,844

科目	当年度 (2023年3月31日現在)
負債の部	千円
流動負債	17,920,707
支払手形及び買掛金	11,791,252
未払法人税等	608,039
賞与引当金	868,627
租税関連費用引当金	127,781
事業整理損失引当金	32,840
その他	4,492,167
固定負債	6,570,730
長期未払金	13,632
役員株式給付引当金	108,326
従業員株式給付引当金	3,757
退職給付に係る負債	393,806
リース債務	3,139,649
資産除去債務	502,178
繰延税金負債	2,344,388
事業構造改善引当金	64,994
負債合計	24,491,437
純資産の部	
株主資本	68,071,491
資本金	19,225,350
資本剰余金	14,856,522
利益剰余金	40,582,374
自己株式	△6,592,755
その他の包括利益累計額	10,238,837
その他有価証券評価差額金	1,560,749
為替換算調整勘定	7,636,873
退職給付に係る調整累計額	1,041,215
非支配株主持分	79
純資産合計	78,310,407
負債純資産合計	102,801,844

連結損益計算書

科 目	当年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	
	千円	
売上高		102,052,767
売上原価		87,278,001
売上総利益		14,774,765
販売費及び一般管理費		11,767,787
営業外収益		3,006,978
受取利息	249,013	
受取配当金	136,051	
持分法による投資利益	69,268	
為替差益	227,684	
その他	281,055	963,071
営業外費用		
支払利息	124,113	
その他	45,106	169,219
経常利益		3,800,830
特別利益		
固定資産売却益	40,939	
関係会社清算益	696,684	
受取和解金	105,000	
租税関係費用引当金戻入額	127,309	969,932
特別損失		
固定資産売却損	1,959	
固定資産除却損	13,715	
関係会社清算損	5,331	
訴訟損失引当金繰入額	25,000	
事業整理損失引当金繰入額	51,000	
租税関係費用引当金繰入額	120,909	
新型コロナウイルス感染症関連損失	120,277	338,191
税金等調整前当期純利益		4,432,572
法人税、住民税及び事業税	1,214,336	
法人税等調整額	418,149	1,632,485
当期純利益		2,800,087
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		2,800,086

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

科目	当年度 (2023年3月31日現在)
資産の部	千円
流動資産	17,853,973
現金及び預金	6,654,589
受取手形	218,280
電子記録債権	663,150
売掛金	4,729,115
商品及び製品	1,890,214
仕掛品	80,588
原材料及び貯蔵品	1,542,308
前払費用	27,336
前払費用	122,730
未収収入	13
未収収入	1,733,550
営業未収入	135,033
その他	57,569
貸倒引当金	△500
固定資産	36,923,380
有形固定資産	8,939,351
建物	5,677,567
構築物	304,132
機械及び装置	1,033,590
車両運搬具	17,831
工具、器具及び備品	273,755
土地	1,535,010
建設仮勘定	97,466
無形固定資産	1,015,275
借地権	937,060
ソフトウェア	17,608
その他の資産	60,607
投資その他の資産	26,968,754
投資有価証券	4,058,049
関係会社株	12,672,668
出資	60,002
関係会社出資	8,722,646
長期前払費用	3,630
長期前払費用	77,878
前払年金費用	1,317,568
その他の引当金	59,015
貸倒引当金	△2,700
資産合計	54,777,354

科目	当年度 (2023年3月31日現在)
負債の部	千円
流動負債	3,343,674
電子記録債	335,545
買掛金	1,334,834
未払金	135,134
未払費用	890,093
未払法人税等	19,629
未払消費税等	69,202
前受金	226
預り金	88,690
賞与引当金	345,174
事業整理損失引当金	32,840
その他	92,307
固定負債	1,012,098
長期未払金	13,632
資産除去債務	78,195
役員株式給付引当金	108,326
従業員株式給付引当金	3,757
事業構造改善引当金	64,994
繰延税金負債	743,193
負債合計	4,355,772
純資産の部	
株主資本	48,860,833
資本	19,225,350
資本剰余金	14,856,522
資本準備金	4,924,500
その他資本剰余金	9,932,022
利益剰余金	21,371,716
利益準備金	637,879
その他利益剰余金	20,733,837
退職給与積立金	300,000
研究開発積立金	300,000
固定資産圧縮積立金	197,192
別途積立金	11,000,000
繰越利益剰余金	8,936,645
自己株式	△6,592,755
評価・換算差額等	1,560,749
その他有価証券評価差額金	1,560,749
純資産合計	50,421,582
負債純資産合計	54,777,354

損益計算書

科 目	当年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	
	千円	
売 上 高		20,013,394
売 上 原 価		15,032,668
売 上 総 利 益		4,980,727
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,335,481
営 業 損 失		△1,354,754
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	271	
受 取 配 当 金	3,181,803	
為 替 差 益	23,277	
そ の 他	41,396	3,246,747
営 業 外 費 用		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	8,937	
支 払 手 数 料	2,796	
そ の 他	1,978	13,711
経 常 利 益		1,878,282
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	22,605	
関 係 会 社 清 算 益	1,029,536	
受 取 和 解 金	105,000	1,157,141
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	4	
固 定 資 産 除 却 損	328	
関 係 会 社 清 算 損	5,331	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	25,000	
事 業 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額	51,000	81,663
税 引 前 当 期 純 利 益		2,953,759
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	149,356	
法 人 税 等 調 整 額	181,363	330,719
当 期 純 利 益		2,623,040

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

天馬株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 高 橋 克 幸
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 森 崎 恆 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、天馬株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、天馬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 連結注記表11. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年5月12日開催の取締役会において、自己株式の取得及び消却並びに株式報酬としての自己株式の処分を行うことを決議している。
- 連結注記表11. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年3月3日開催の取締役会において、株式譲渡契約を締結することを決議し、2023年4月19日にPT. Hyuk Jin Indonesiaの全株式を取得して子会社化している。
- 連結注記表11. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年5月12日開催の取締役会において、Nankai Mexico, S.A. de C.V. 及びNankai Enviro-Tech Corporation を子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

天馬株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 高 橋 克 幸
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 森 崎 恆 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、天馬株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 個別注記表11. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年5月12日開催の取締役会において、自己株式の取得及び消却並びに株式報酬としての自己株式の処分を行うことを決議している。
- 個別注記表11. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年3月3日開催の取締役会において、株式譲渡契約を締結することを決議し、2023年4月19日にPT. Hyuk Jin Indonesiaの全株式を取得して子会社化している。
- 個別注記表11. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年5月12日開催の取締役会において、Nankai Mexico, S.A. de C.V. 及びNankai Enviro-Tech Corporation を子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

天馬株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 原 和彦 ㊟

監査等委員 後藤 博孝 ㊟

監査等委員 西田 弥代 ㊟

(注) 監査等委員 後藤博孝及び西田弥代は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

製品のご紹介

当社は、お客様の暮らしをより快適にするために、
高品質なものづくりを目指しています。

PROfix

プロフィックス
スタイルケース

組立式

工具不要・簡単組立

梱包効率を追求した新しい多段収納ケース

Color

ホワイト

ブラウン



6503 深型



梱包サイズを従来品に比べ約 25 ~ 40%コンパクト化



6504 深型



6505 深型

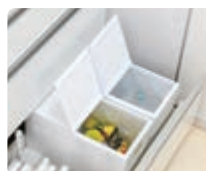
SIMPLE DUST BOX シンプルスタイルのダストボックス!

Color

グレー

ホワイト

ブラック



キッチンでの分別に



パッケージデザイン



ハーフオープン 20L



ワイドオープン 20L



スリムオープン 35L

Happy life with TENMA

FOLDING TABLE

軽くて丈夫、屋内外で使える
折りたたみテーブル

Color スモークホワイト

グレー

ベージュ



お部屋の中でも手軽に使える



スリムに畳めるから持ち運びも簡単



フォールディングテーブル

持ち運びやすい フードジャー

保温や保冷もできるから、おいしさをキープ!

Color モスグリーン

グレイッシュブルー

フラワーイエロー

フラワーレッド



しっかり握れて開けやすい



持ち運びやすいハンドル付きフタ



持ち運びやすいフードジャー

定時株主総会会場ご案内図

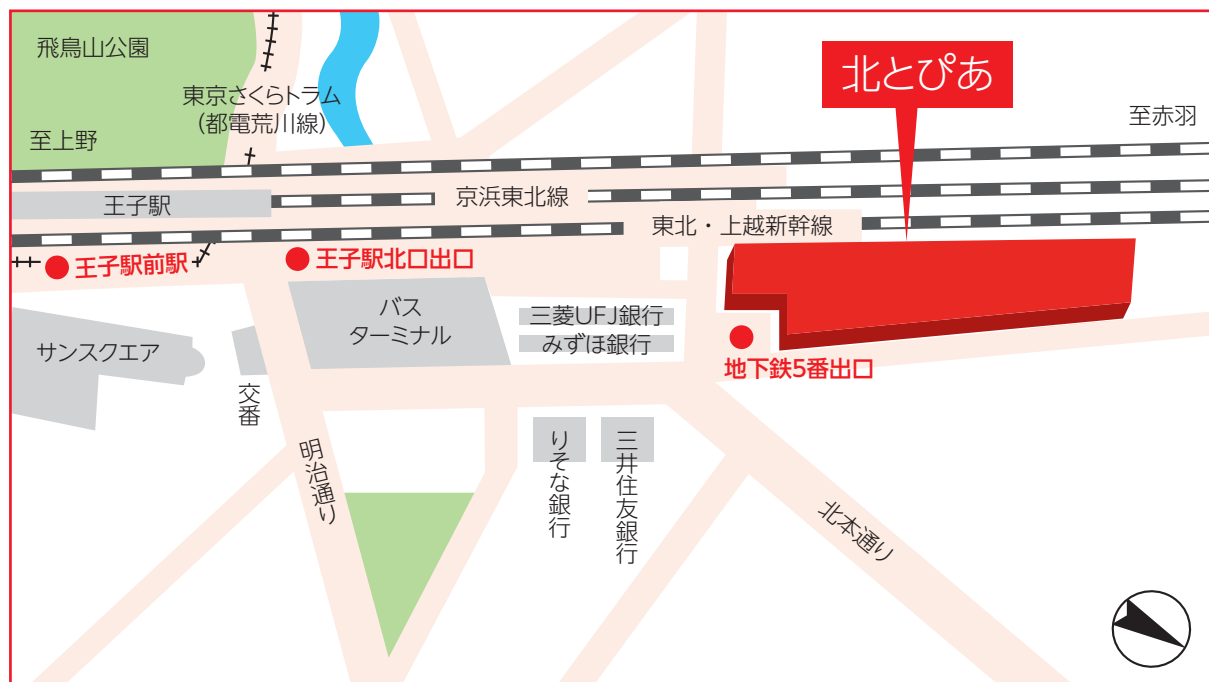
会場

北とぴあ 3階 (入口2階)
つつじホール

〒114-8503 東京都北区王子一丁目11番1号
TEL 03-5390-1100(代)

交通

JR王子駅北口 / 東京メトロ南北線王子駅
(5番出口)



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。